

留寿都村一般廃棄物最終処分場維持管理計画

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地に被覆を施す。即日覆土の励行。散水を行う。
2 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。	不燃物、焼却残渣以外の搬入防止、即日覆土の励行。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	不燃物、焼却残渣以外の搬入防止、散水設備の緊急使用及び管理棟、建屋に消火器を設置する。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤な散布その他必要な措置を講ずること。	不燃物、焼却残渣以外の搬入防止及び即日覆土の励行により対処する。必要に応じて殺そ剤を散布する。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防止することが出来るようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立地以外の用に供する場合においては、同項第1号括弧書きの規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	被覆、ネットフェンス及び門扉により侵入を防止する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにこれを防止するため必要な措置を講ずること。	管理員の点検により必要と認められた場合は、速やかに対処する。
8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷する恐れがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	壁面部に埋め立てる場合は、事前に鋭利なものなどを含まない土砂で遮水工表面に保護土を施す。
9 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	管理員による定期的な点検、漏水検知及び水質検査により監視する。
10 埋立地からの浸出水による最終処分場の周辺の地下水の水質への影響の有無を判断することが出来る2以上の場所から採水され、又は、地下水集排水設備により排出された地下水の資質検査を次により行うこと。 イ 埋立処分開始前に別表の上欄に掲げる項目（以下「地下水検査項目」という。）電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当ではない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。	埋立地上下流に設けるモニタリング井戸により地下水水質を検査する。検査記録については、埋立地閉鎖まで保管する。

維持管理技術基準	管理計画
<p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回(ただし書きに規定する最終処分場にあつては、6月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずる恐れが無いことが明らかかな項目についてはこの限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導度又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書きに規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導度又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>地下水等検査項目及びダイオキシン類濃度は年1回実施する。</p> <p>電気伝導度、塩化物イオン濃度、pHに関しては1月に1回以上実施し、記録する。</p> <p>電気伝導度、塩化物イオン濃度に異常が見られた場合は地下水等検査項目について速やかに測定・記録を行う。</p>
<p>11 前号イ、ロ又はハの規定による地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上の必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員により、早急に検査、報告等を行う。</p>
<p>12 前号第5号ニただし書きに規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>被覆型処分場とする。</p>
<p>13 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>処理施設部及び埋立地内に調整槽を設ける。コンクリートのひび割れ等を管理員により、定期的に検査する。</p>
<p>14 前項第5号の規定により設けられた浸出水処理設備の維持管理は、次のように行うこと。</p> <p>イ. 放流水の水質が排水基準に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>ア) 排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>イ) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(S.S)前項第5号への表の上覧に掲げる項目及び窒素含有率(排水基準令別表第2の備考6に規定する場合に限る。)について1月に1回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずる恐れが無いことが明らかかな項目については、1年に1回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、毎月水質検査(原水、処理水)を行う。</p>

維持管理技術基準	管理計画
15 前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	施設の管理員により定期的に点検し、管理を行う。
16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜き管を設けてガスを排除する。
17 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書きに規定する埋立地については、同号イ(1)（イ）から（ハ）までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。	最終覆土として粘性土等により50cm以上の覆土を行う。また、表面に排水勾配を設け浸透を抑制し、側溝を設けて排水を行う。
18 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。	定期的に点検、補修を行う。
19 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	維持管理日報を作成し、施設内に常備する。